

6月定例会

6月4日～26日

東浦町の
こんなことが決まりました

全会一致で決定した案件

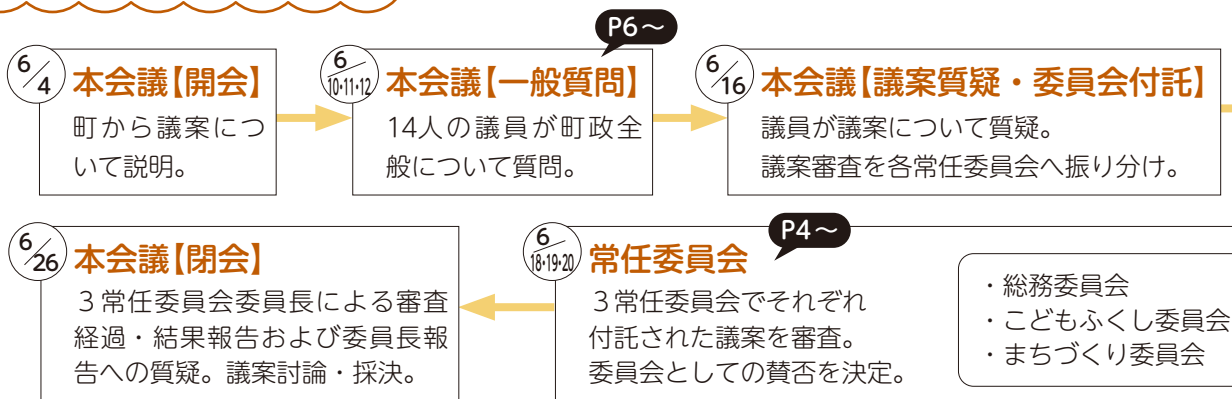
議案番号	議案名	結果
報告5	令和6年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
報告6	令和6年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
報告7	令和6年度東浦町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
議案30	東浦町空家等の適切な管理に関する条例の制定について	可決
議案31	東浦町先端産業育成条例の一部改正について	
議案32	令和7年度東浦町一般会計補正予算(第1号)	
議案33	工事請負契約の締結について(於大公園再整備工事(7-1))	
議案34	工事請負契約の締結について(於大公園再整備工事(7-2))	
議案35	令和6年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
議案36	町道路線の認定について	
発委6	東浦町議会傍聴規則の一部改正について	
—	議員派遣	

賛否が分かれた案件

議案番号	議案名	結果	新政クラブ					清流会			親和会		公明党東浦	国民 民主党	日本共産 党ひがしうら	高志会	
			鏡味 昭史	間瀬 元明	前田 明弘	北野 興地	長坂 知泰	三浦 雄二	水野 久子	間瀬 宗則	久松 純志	山下 享司	大川 晃	秋葉 富士子	赤川 操恵	山田 眞悟	杉下 久仁子
議案37	令和7年度東浦町一般会計補正予算(第2号)	可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○

※「議」は議長(採決に加わらない)、○は賛成、●は反対

6月定例会の概要



報告します

東浦町議会の
個人情報の保護に
関する条例の
施行状況

【条例の概要】

議会が保有する個人情報の取り扱い等を定め、個人の権利利益を保護する目的で、議会独自の個人情報保護条例を制定しています。本条例第51条の規定で、毎年度、施行状況を取りまとめ、概要を公表することになっています。

令和6年度 個人情報保護制度の施行状況(件数)

請求 件数	決定等の内訳				
	開示	部分開示	不開示	その他	計
0	0	0	0	0	0

PickUp 1 「ウラ・うらら」推進に向け 実証実験を開始

タクシーを利用したニーズ調査のため、426万2千円を増額補正。生路・藤江小学校区で、利用者宅と事前指定の目的地間を運行。共助版ライドシェアを想定した実証実験。

Q 実施の経緯は。

A 「ウラ・うらら」推進は生活支援につながる取り組み。

令和7年4月に「交通空白」解消緊急対策事業費補助金に採択されたため、実施することとした。

Q 対象者は65歳以上の方等。運転免許証返納者を対象としない理由は。

A 返納者の大半は、65歳以上であると認識しており、対象に含まれると考えたため。

Q 利用者負担額1回当たり300円の理由は。

A 半田市のおでかけタクシー運賃を参考にした。

Q 本格的な導入はいつか。



▲バス利用困難者の移動手段確保につながるか

A 実験結果をもとに、地域の方々と協力し、導入時期含め調整を図る。

Q 今後検討される「共助版ライドシェア」とは。

A ボランティアのドライバーやコーディネーターによる移動支援。道路運送法の許可や登録が不要な無償の運送形態のこと。

ドライバーと利用者は顔が見える関係なので、安心感や住民同士の交流、地域の活性化につながる。

PickUp 2 避難所生活の環境改善を

災害時に備え、避難所等の衛生環境等を向上するため、水循環型手洗いスタンドと水循環型シャワー、スターリンク(衛星インターネット)等各1台の導入を決定した。

Q 各設備の費用は。

A 手洗いスタンド約200万円。シャワー一式約660万円。スターリンク一式と利用料で約80万円。

Q 補助金活用の経緯は。

A 令和6年12月末に新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)が創設。資機材等の検討準備を進めていたため、活用を決めた。

Q 補正予算計上の理由は。

A 購入資機材の選定に時間を要し、当初予算に計上できなかったため。

Q 災害時の運用は。

A 手洗いスタンドとシャワーは、避難者や被

災の状況等を踏まえ、最適な避難所へ設置する。

Q 平常時の運用は。

A 防災訓練等のイベントで活用する。手洗いスタンドは、役場本庁舎のロビー等に設置することで、周知していきたい。

Q 手洗いスタンドとシャワーの今後の購入計画は。

A 自治体間の相互支援があるため、計画はない。



▲導入予定の手洗いスタンド

PickUp 3 就労選択支援サービス始まる

令和7年10月から障害福祉サービス「就労選択支援」が始まる。サービス創設に伴う福祉情報システム改修のため、83万6千円を増額補正。

Q 就労選択支援の内容は。

A 障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス。

就労移行支援や就労継続支援の利用意向のある方が、よりよい就労先や働き方を選択できるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援する。

Q 新たな就労選択支援のメリットは。

A 就労希望者や特別支援学校在学者にとっては、自分の働き方を考え、自分の可能性や適性を知る機会となり、社会での活躍の場が広がる。

採用を検討する事業所

にとっては、就労能力や適性に合った就労選択が可能となることで、採用後のミスマッチを減らすことができる。

Q 特別支援学校在校生の利用は。

A 高等部の在校生であれば利用できる。希望があれば何度か利用できる。

Q 当初予算でなく、補正計上となった理由は。

A 7年4月に厚生労働省から、システム改修の内容が通知されたため。



▲よりよい就労先・働き方の選択を支援